

総資本形成の表章形式と推計方法について

(投資部会資料 No. 3-1)

35年の資本形成について、事務局は物的方法および人的方法による推計を行ってきた。又、表章形式についても、国際比較を考慮し、主体別、産業別、資本財、種類の三種の表章(別添資料)を行ないたいと考えている。この表章による推計を行なうためには以下で述べるように、物的および人的両方法とも必要といえる。

また、35年についての作業結果によっては、両者による推計はほとんど差がないことが判明した。しかし、最近年度については、物的指数と人的統計との乖離が現われており(別添資料)常に両者ともほぼ一致するという保証はない。従ってどちらの推計方法による数字をmainなものとして採用するかは36、37年度についての物的簡易延長法による計数と人的方法による計数との対比検討をまず必要であろうと思われる。以下、討議資料として表章形式との関連において物的および人的方法の利点および欠点を述べることにする。

1. 物的推計方法

物的推計方法のオ一の利点は、それが正確に行なわれる限り固定資本形成が脱漏なく推計されることである。これは、投資材の生産、出荷からその流れを追って推計するためであって、人的方法の欠陥である経費として脱漏する部分や、新設法人、非営利団

体の分や建築着工の臨小申告等を心配する必要はない。オ二の利点は、資本財種別、更に細かくは品目別に推計が可能であることである。又、この結果建設、設備の区分が明確に可能であり、国際比較にも耐えうるものとなり経済分析上も極めて有用である。従って、主体別表章において、建設と生産者耐久施設を区分するためにもコモ法の推計が必要である。

物的方法の欠点はオ一に主体別および産業別の推計が出来ないことである。これは流通、販売統計が不備なため、購入主体の統計による人的方法の利点と逆の関係にある。

オ二は、基礎資料として精細な生産、出荷、流通に関する統計が必要で、それが揃うのに3年、推計作業に相当な期間がかかるので公表が極めて遅れることになる。オ三はオ二の結果としてコモ法による年々の推計は、ベンチマーク・イヤーの推計値の延長によらざるを得ず、その延長推計に関しては、①生産動態統計のない品目がかかりある。②マージン率については資料がない③投資、消費両用材については、その配分比率のデータがない④建設業の原材料費付加価値等については、調査がなく、法人企業統計によらざるを得ない等の困難がある。オ四に、在庫投資に関しては、すべての財について推計しなければならないが、これは事実上不可能に近しい。

2. 人的推計方法

人的推計方法のオ一の利点は、主体別推計が可能であることである。政府、民間、さらに民間を法人企業、個人企業に分類するには、主体別の統計を基礎とする現在の人的方法によらなければならない。物質方法については、流通統計、なかみずく販売先別統計がないので不可能である。オ二の利点は、購入者の産業別推計が可能であることである。これはオ一の主体別の更に細分となるわけで、法人企業統計、個人企業経済調査などを用いることによって可能であるが物的方法によっては、産出アフティビィティ別に分っても、購入産業別には推計不可能である。オ三の利点は、基礎統計の出揃う時期が早く、遅くとも5〜6ヶ月遅れで推計発表することが出来ることである。

逆に人的推計の欠点はオ一に設備投資として取扱われるべきものが、企業会計のうえで経費として処理されてしまう場合があるので推計から脱落してしまう。この点を補正する適当なデータはない。又、従来指摘されてきた新設法人分、非営利団体の設備投資の脱漏、建築着工統計の修正率の過小等については、推計ならびに修正を行なったが、前二者については非常にラフなものであり、建築着工統計の修正率も年々変動するもので、その正確な把握は困難である。

オ二の大きな欠点は資本財種類別の推計が出来ないことである。現在の基礎統計による限り、土地、建物(住宅、非住宅)、構築物、機械装置などの資本財種類別推計は不可能であって、別途カバレッジの少い投資実績調査の比率を用いて分割することが考え

られる程度である。その場合も、個々の品目毎の資本形成を推計することは出来ない。

(付)

推計方法に関するこれまでの議論

○オ2回投資部会(38.7.10)議事録より

(江見専門委員)

コモ法には、国民所得と産業連関表との媒介の役割を期待するので、二本建てコモ法による推計を進めてほしい。

(中村(孝)専門委員)

短期的経済予測、政策運営の基礎にするには人的方法、事後的に検討する時にはコモ法によるものも併用することが望ましい。

(宮下専門委員)

中村(孝)委員の意見に賛成

(篠原部会長)

コモ法による推計は時間的におくれるので、実際的には事後的に check する役割を果たすことになる。しかし、表章形式を国際比較可能なものにするならば4半期報はともかく年間推計はコモ法を同時にやっていくことが必要である。

(中村(孝)専門委員)

人的方法による推計値とコモ法によるものとどちらが真実に近いのか、詳細に検討したことがないので、はっきり言えない。しかし、コモ法による場合の方が固定資本形成は大きく出てくる。そうすると、減価償却はもっと大きかったのではないかと、設備能力、稼働率はどうなるのか、企業収益との関係はどうなるのか、というような点をコモ法による場合についても十分検討した

上で、採用すべきである。今のところは、人的方法を中心として、コモ法でこれを検証するという程度でやってみたらどうか。コモ法による方が確実性が高く、理想に近いということがはっきりすれば、それに切り替えてもよいと考えている。

(篠原部会長)

結論的にいうと、人的方法を形式的には採用する。

しかし、産業連関表との統合も考えなければならぬので、ベンチマーク・イヤーにおいてなるべく両者の接点をはかり、どちらを延長してより程度にまでつめ、更に、表章形式を国際比較を可能ならしめるものにするように改めるということにしたい。

○オ2回総合部会(38.9.17)議事録より

投資部会報告

法人企業統計等による現行法とコモ法による推計を対比検討し、コモ法によるべきか、現行法をとるべきかの問題をもっとも大きな問題として検討した。

この場合、国民所得勘定の推計方法の統一を望ましいことと志した(すでに消費部会では人的方法の採用を決めていることも考慮した。)

毎年の推計においてコモ法をとることは、時間のかかる点、および各種の想定を加えなければならない点等から困難であると考え、むしろこれまでの推計の改良法の方が better であると判断された。

ただし、表章形式については非営利団体を一本化し、かつ、建

設(住宅、非住宅)と生産者耐久施設に分類表示することとする。

さらに在庫投資の推計については、従来の個人企業経済調査によると過大に推計されており、篠原提案によると大幅の減少となるべきことを認めて改善する。

○オ2回国民経済計算審議会(38.9.26)議事録より

投資部会報告

1. 投資部会でも調査委員会の報告の趣旨にのっとり、設備投資については、コモディティ・フロー法と経済主体別法の検討を行なった。まず、経済主体別の推計は従来の方法に個人住宅の補正率(過少申告等)の引き上げ、非営利団体、新設法人などの従来脱漏していた部分の計上などの修正を行なった。また在庫投資については主体別統計により、個人部分に若干の修正を加えた。また経済主体別推計法、コモディティ法両方法は、国際比較をとり入れた表章を行なうためには双方とも必要である。本部会では両方法の検討を行なったが、現段階における計数は資料No.2~5にみるように、設備投資は主体別推計法によるものが4兆2,331億円で、従来の計数より3,370億円上廻り、コモ法による計数は4兆2,503億円で、さらに2,000~3,000億円上廻っている。今後両者の相互チェックによりできるだけ精度を高めてゆく必要がある。

2. 表章形式については、民間資本形成の建設と生産者耐久施設とが分類できる表章を行なうようにする点を除き、原案のとおりとすることとなった。

3. 取り替え資産建設、設備工事などの取扱い、長期建設工事に関する投資支出の把握時期など概念、定義に類する若干の検討を行なった。

別添資料 八

八 総合資本形成勘定 (才三回投資部会提案)

(i) 国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種類別分類表 (試案)

主体別	産業別(購入者)	資本財種類別(品目別)
民間総資本形成	総固定資本形成	総固定資本形成
建設	農林水産業	土地(造成改良等)
居住用	鉱業	建物
- 家計および民間 非営利団体(1)	製造業	住宅
法人企業	建設業	非居住
非居住用	運輸通信公益事業	構築物
個人企業	電気・ガス水道業	機械装置
法人企業	運輸、通信業	器具備品
生産者耐久施設	卸小売業	建設仮勘定
法人企業	卸売	大動植物
個人企業	小売	在庫品増加
在庫品増加	不動産業	製品商品
法人企業	住宅所有	仕掛品
個人企業	金融保険業	原材料・貯蔵品
政府総資本形成	サービス業	
固定資本形成	一般行政	
中央政府	在庫品増加	
一般政府	農林水産業	

主体別	産業別(購入者)	資本財種類別(品目別)
政府企業	製造業	
地方政府	建設業	
一般政府	卸小売業	
政府企業	卸売	
在庫品増加	小売	
中央政府企業	運輸通信公益事業	
地方政府企業	不動産業	
	その他	
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成

(ii) 国内総資本形成の部門別、形態別二重分類表

部門	形態		生産者耐久施設	在庫品増加	合計
	建設	住宅			
国内民間総資本形成					
国内政府総資本形成					

(iii) 部門別資本取引勘定の作成が、国民経済計算調査委員会報告に示唆されており、これは、資金循環表や、国民貸借対照表との統合に役立つものであるが現段階ではなお研究中であるため明示されない。これにたいする理解は、国連標準方式における

3、国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種類別
分類表（2回投資部会提案）

主 体 別	産業別（購入者）	資本財種類別（品目別）
民間総資本形成	総固定資本形成	総固定資本形成
個人住宅	農林水産業	土地（造成改良等）
民間非営利団体施設	鉱 業	建 物
生産者耐久施設	建 設 業	住 宅
法人企業	製 造 業	非居住用
個人企業		構 築 物
		機 械 装 置
在庫品増加		輸送用機器
法人企業	商 業	
個人企業	卸 売	器具備品
	小 売	建設仮勘定
	運輸通信公益事業	大動植物
政府総資本形成		
総固定資本形成	不 動 産 業	
中央政府	金融保険業	在庫品増加
一般行政	サービス業	製品商品
政府企業	一般行政	仕掛品
	住宅所有	原材料
地方政府		貯蔵品

主 体 別	産業別（購入者）	資本財種類別（品目別）
一般行政	在庫品増加	
政府企業	農林水産業	
	鉱 業	
在庫品増加	建 設 業	
中央政府企業	製 造 業	
地方政府企業	商 業	
	卸 売	
	小 売	
	運輸通信公益事業	
	不 動 産 業	
	そ の 他	
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成

(1) 主体別分類

民間非営利団体Ⅰ、Ⅱに分けることは困難であるので、民間非営利団体ノ部門とする。

(2) 産業別分類

産業別を総固定資本形成、在庫品増加の別に示す必要がある。

(3) 資本財種類別分類

基準年次については、コモ法の推計結果を資本財種類別にとりまとめることにより、可能である。

毎年次については、基礎資料不備のため、現状では困難である。今後、基礎資料の整備・推計方法の研究を推進する必要がある。

4. 付属表5の(ii) 国内総資本形成の部門別、形態別二重分類表
について

(投資部会)

(1) この分類表は分析目的および国際比較のうえから極めて必要と思われる。

(2) しかしながら、推計方法の面からみれば、

i) 「総固定資本形成」から、別途求めた「建設」を差し引いて「生産者耐久施設」とし、

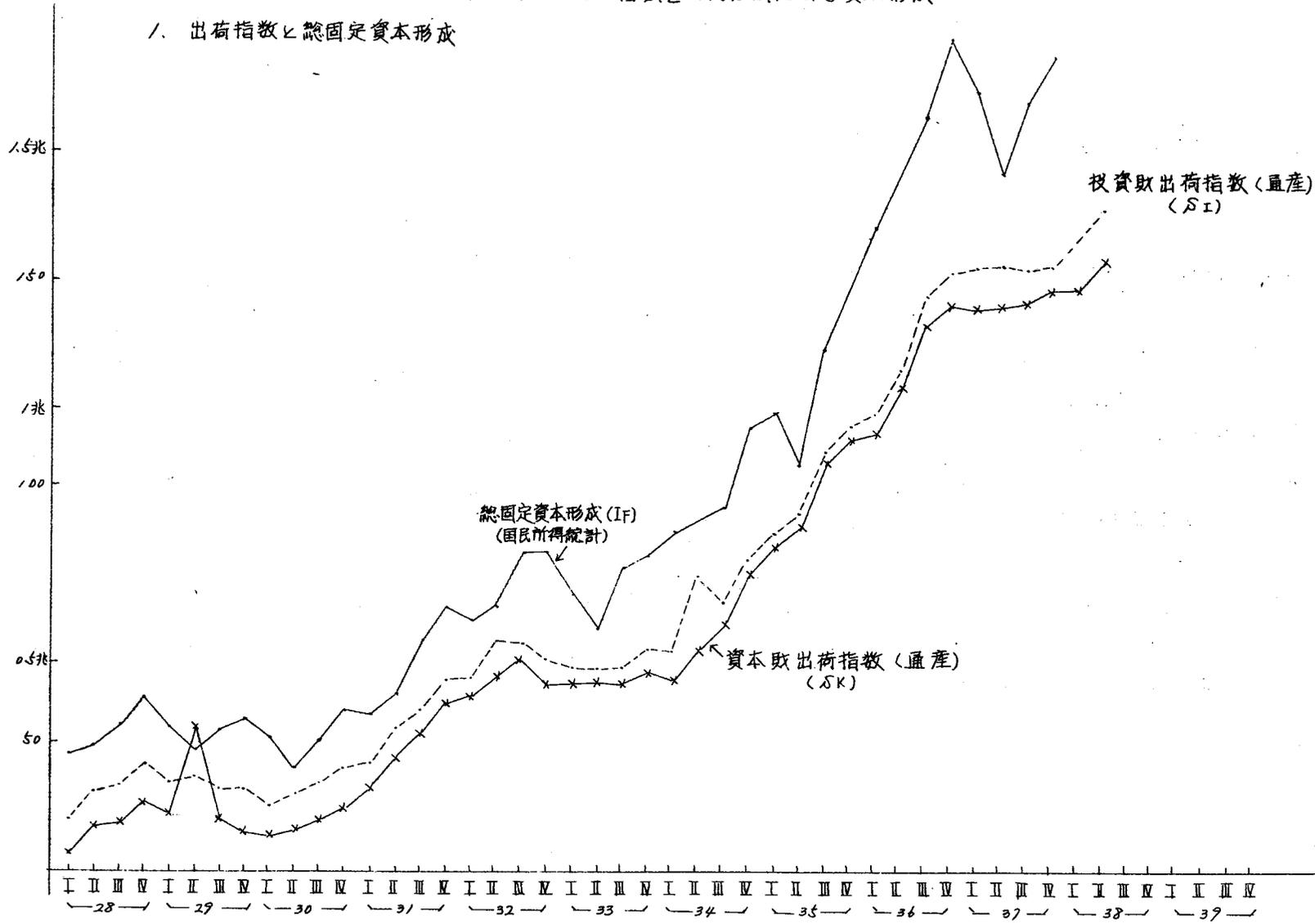
ii) 「国内総資本形成」の各項目から「民間総資本形成」の各項目を差し引いて「政府総資本形成」とする。

ような方法がとられることとなる。

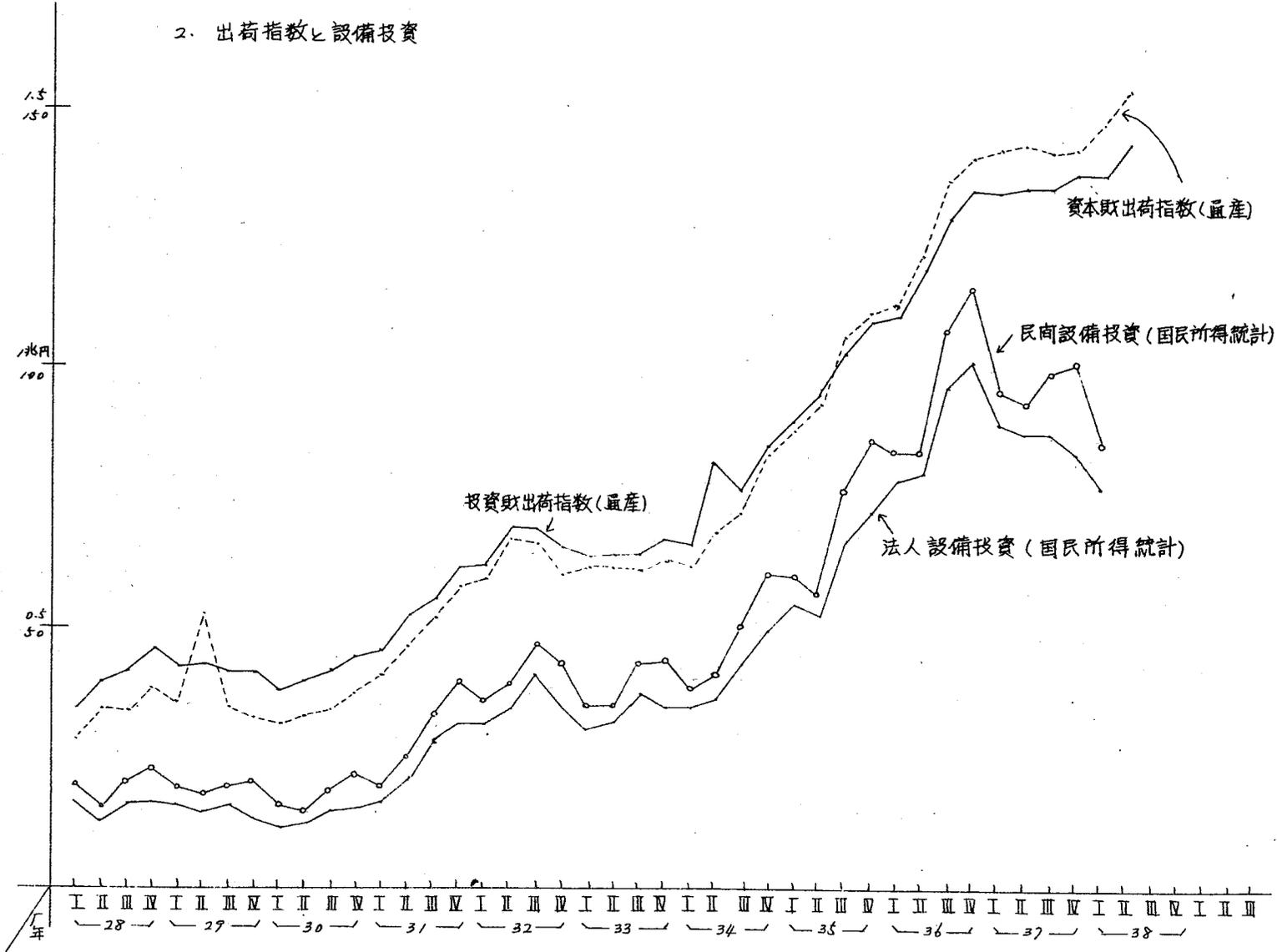
(3) これは、「政府総資本形成」の推計がこのような分類によって行なわれていないことによる。すなわち、財政勘定の面からは、このような分類について考慮されていない。

別添資料2. 物的指数と人的方法による資本形成

1. 出荷指数と総固定資本形成

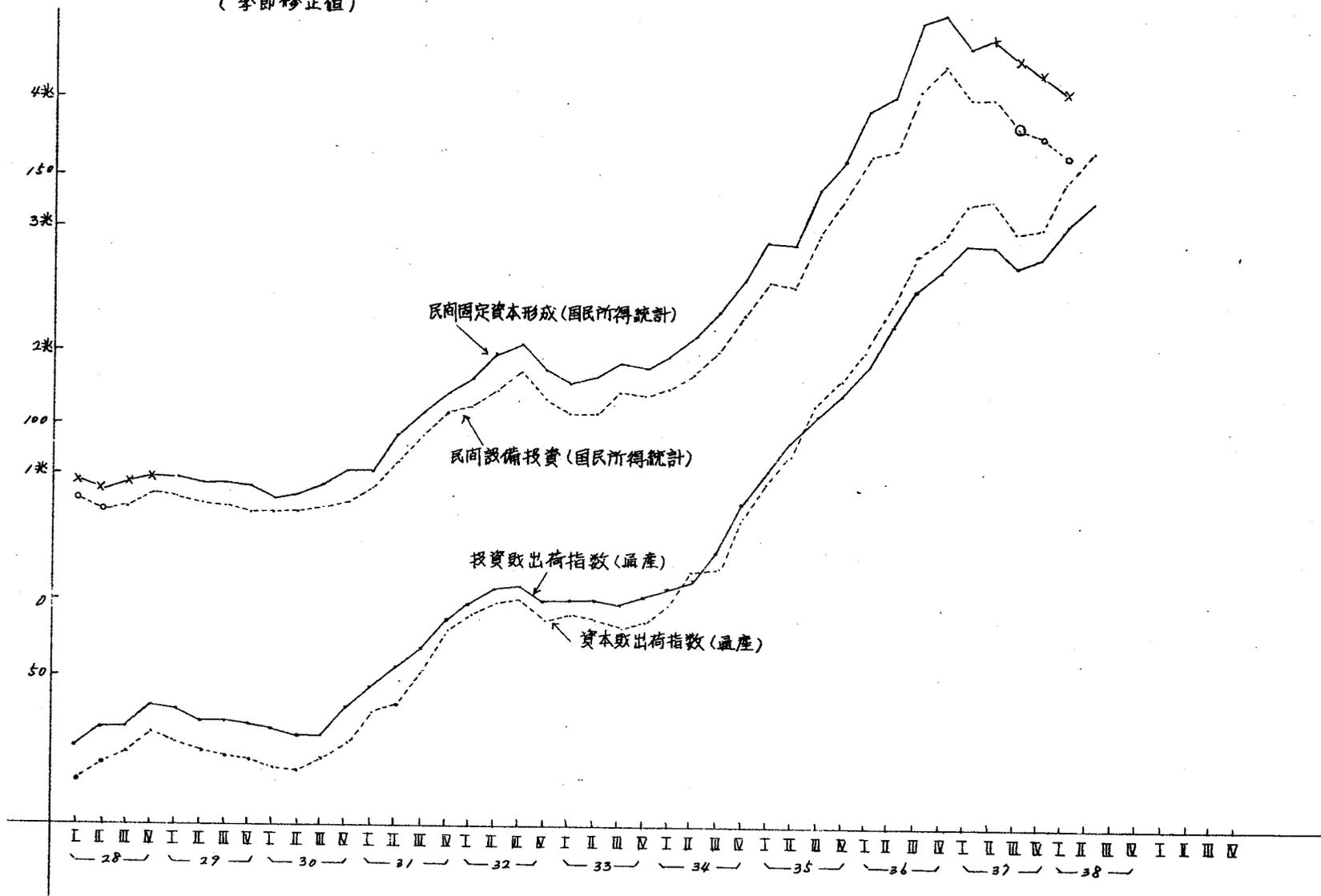


2. 出荷指数と設備投資

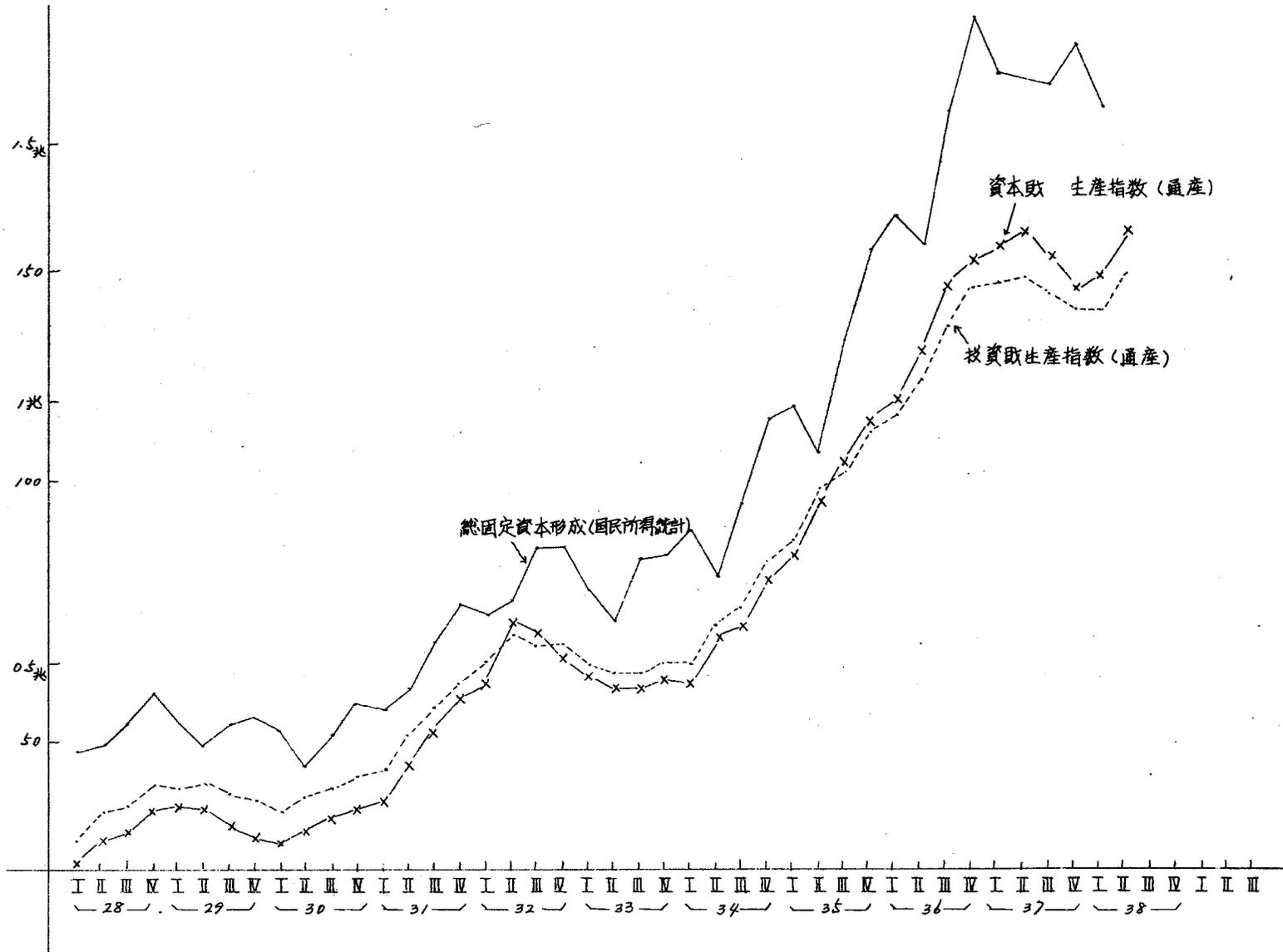


3. 出荷指数と資本形成

(季節修正値)



4. 生産指数と総固定資本形成



5. 生産指数と設備投資

